

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年北海道条例第40号）第13条（第31条及び第33条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり閲覧及び謄写を行う場所を定め、平成24年4月1日から施行する。

なお、特定非営利活動促進法及び特定非営利活動促進法施行条例に基づく縦覧に供する場所及び閲覧を行う場所の指定（平成10年11月17日公告）は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

平成24年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

第1 縦覧に供する場所

- 1 北海道環境生活部くらし安全局道民生活課
- 2 申請に係る法人の主たる事務所の所在地を所管する各総合振興局及び振興局の保健環境部環境生活課

第2 閲覧及び謄写を行う場所

- 1 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター
- 2 提出に係る法人の主たる事務所の所在地を所管する各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の保健環境部環境生活課